

黒色のボールペン・スタンプで明瞭に記載してください（消えるボールペンは使用不可）

【保管場所証明申請書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、  
○ 0（ゼロ）とO（オー）  
○ 1（イチ）とL（エル）  
○ 2（ニ）とZ（ゼット）  
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、  
○ 申請者本人である場合 → 「自己」  
○ 申請者以外である場合 → 「他人」  
○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」  
に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

収入証紙は、提出する2通のうちの1通の欄外の※記載及び備考記載部分に重ねて（スペースが足りない場合は裏面に）貼付してください。

代理人  
書類提出時に訂正事項がある場合で、かつ申請者が行政書士等に委任している場合は、代理権の有無を確認しますので委任状（写し可）を添付してください。

保管場所（駐車場の所在地を書きます）

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

提出日を記載してください（書類作成日ではありません）。

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】申請に係る自動車を、申請に係る保管場所に  
○ 新規又は追加で保管する場合 → 「新規」  
○ 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合 → 「代替」  
に○印を付けてください。

【※】「代替」を選択した場合には、  
○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号  
○ 「現車」欄に、申請に係る自動車の登録番号を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書

|  |                          |  |   |
|--|--------------------------|--|---|
| 車名   | 型式                       | 車台番号   | 自動車の大きさ   |
| メーカー名  | 1 AB-CD 2                | CD2-3456789  | 長さ 4 8 0 センチメートル<br>幅 1 8 0 センチメートル<br>高さ 2 1 0 センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置   | 茨城県水戸市笠原町△△番地 コーポ県庁前101号 |  |   |
| 自動車の保管場所の位置  | 茨城県水戸市笠原町△△番地            |  |   |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。                                   |                          |  |   |
| (元号) 8 年 12 月 1 日  |                          |  |   |
| 水戸 警察署長 殿  | 住所                       | 〒(310-8550) 茨城県水戸市笠原町△△番地<br>コーポ県庁前101号<br>電話 029-301-XXXX |   |
| 代理人<br>東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号<br>行政書士<br>日本 太郎 印<br>03-1111-XXXX                            | 申請者<br>氏名                | 茨城 太郎  |   |
| 第 号  | 自動車保管場所証明書               |  |   |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。                                   |                          |  |   |
| 年 月 日  |                          |  |   |
|  |                          |  | 警察署長 印  |
| 使用権原   | 自己                       | 他人・共有  | 新規登録番号等   |
| 氏名 申請 一郎<br>電話番号 029-3XX-0000  |                          | 前車現車   | 水戸987お6543  |
| 備考   |                          |  |   |
| 訂正：書類の訂正ができる者は、申請者若しくは代理権を確認した家族、友人、行政書士等に限り、ます。ただし、使用権原疎明書面は、他書類とは別に訂正の権限について確認が必要です。 |                          |  |   |

収入証

紙貼付